

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 35,219千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)  
が充てられる社会保障施策に要する経費 638,725千円

(単位:千円)

事業区分名		平成30年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	292,971	24,624	268,347	157,832		1,000	109,515	6,022
	老人費	288,123	45	288,078	17,174		11,991	258,913	14,264
	児童福祉費	395,549	15,359	380,190	220,756	4,100	45,194	110,140	6,093
保健衛生	保健衛生費	193,164	29,758	163,406	2,613		636	160,157	8,840
合計		1,169,807	69,786	1,100,021	398,375	4,100	58,821	638,725	35,219

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分